

4 遵守事項

一般廃棄物処理業を行うにあたっては、次の事項を遵守してください。

(1) 業務全般に関する事項

- ① 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託しないこと。(法第7条第14項)
- ② 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。(法第7条の5)
- ③ 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。(条例又は規則)
- ④ 許可証を事務所又は事業所に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。(条例又は規則)
- ⑤ 作業台帳及び運転日報を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し、保存すること。(法第7条第15項、第16項、施行規則第2条の5、規則)

※ 作業台帳及び運転日報の作成方法は、P.51「1 運転日報と作業台帳」を参照

(2) 収集又は運搬に関する事項

- ① 一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車は、特別区の一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。
- ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。また、運搬先は特別区の区域内であること。
- ③ 運搬車で、びん、缶等の再生利用品や産業廃棄物を運搬しないこと。
- ④ 従業員に、雇用関係を証明する書類(身分証明書など)を常時携帯させること。
- ⑤ 運搬車の運行日ごとに、運転日報で廃棄物の取扱状況を管理すること。((1)業務全般に関する事項⑤)参照)
- ⑥ 収集作業及び運搬によって生じる騒音の防止・減少に努めること。
- ⑦ 運搬車を移動させる場合及び運転手等が長時間、運搬車を離れる場合には、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講ずること。
- ⑧ 運搬車の走行については、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- ⑨ 運搬車への過積載を行わないこと。
- ⑩ 運搬車の点検及び整備に努めること。(テールゲート落下防止用の安全棒、汚水タンクのパッキン等)
- ⑪ 運搬車は作業終了後、荷箱の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。
洗車場の排水溝についても、確実な洗浄と清潔の保持に努めること。
- ⑫ 汚水タンク内の汚水は、適切に処理することのできる施設以外では排出しないこと。

⑬ 一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車には、次のように表示等を行うこと。

ア 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー（（一社）日本塗料工業会規格 72-40T 又はそれに準ずる色）一色とすること。ただし、取り扱う一般廃棄物の種類又は作業場所の性格上、特に配慮する必要がある場合は、この限りではない。

イ 運搬車のドア及び荷箱又は荷台の両側面には、一般廃棄物収集運搬許可業者の氏名（法人にあつては名称）、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号を、車両後方面には許可番号を白色で表示（簡単に着脱できるマグネット等での表示は不可。）すること。ただし、表示の色については、アのただし書に該当する場合は、この限りではない。

ウ 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。

エ 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった運搬車については、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号の表示を抹消すること。

オ 運搬車以外の車両には、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号の表示をしないこと。

[表示規格例]

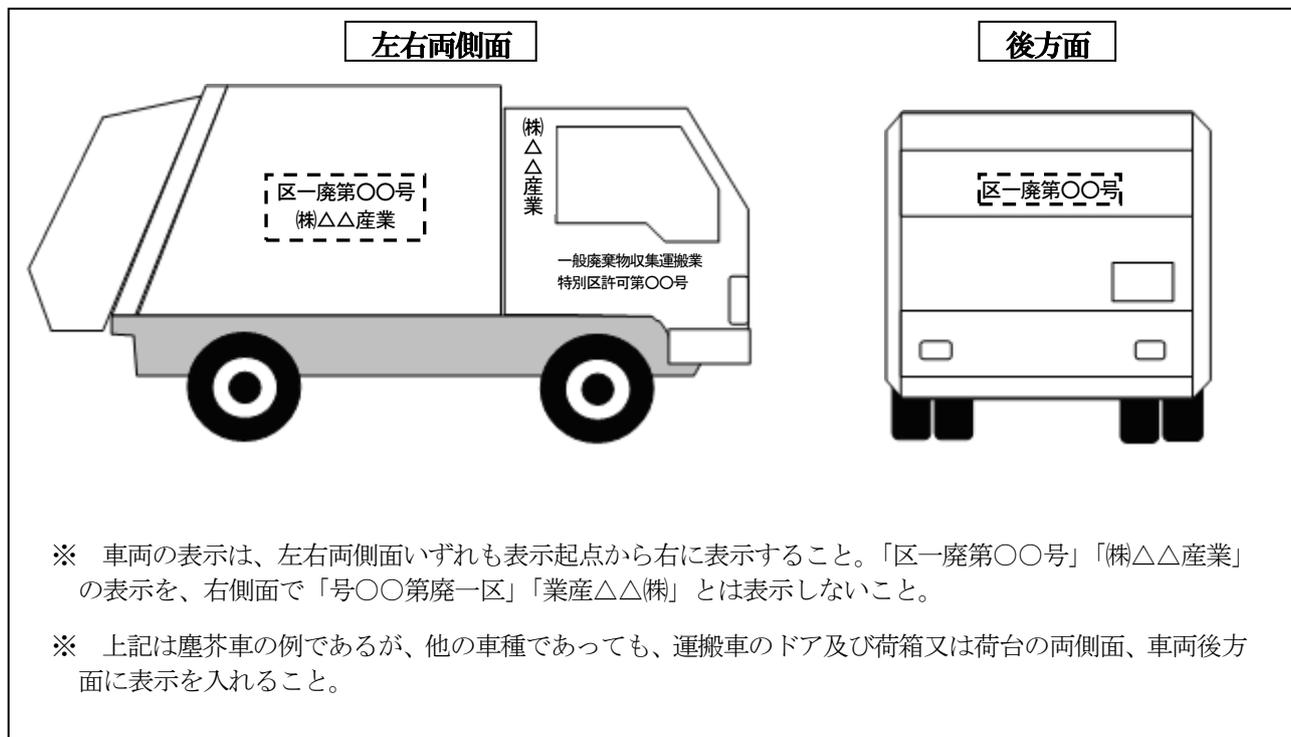
荷箱の文字のサイズ： 縦 10cm × 横 10cm

荷箱の数字のサイズ： 縦 10cm × 横 5cm

荷箱の文字の間隔： 2cm

荷箱の字体： ゴシック

（ドアの文字は、荷箱の文字の 1/2 程度とすること。）



[電話番号等の表記について]

電話番号等・標語・ロゴマーク等については、原則として禁止ですが、次のガイドラインの範囲内であれば認めることとします。

車両表示に関するガイドライン

(1) 「車両の外部塗装」について

車両の外部塗装については、収集運搬に関する遵守事項において原則としてブルー一色とすることと規定されている。この遵守事項に定められたブルー以外の色の「ライン」については、この規定に触れるため、一切不可とする。

(2) 両側面、後方面に表示できる電話番号等、標語、ロゴマークの大きさについて

電話番号等（一般電話・フリーダイヤル・ホームページアドレス等）、標語、ロゴマーク等の表示は、それぞれ許可表示の判別を困難としない程度の大きさ（概ね、許可表示全体の面積を超えない範囲）とする。

※許可表示全体の面積とは、の範囲をいう。

電話番号等・標語・ロゴマーク等については、それぞれ許可表示全体の面積の範囲を超えないこと。

(3) 前面に表示できる電話番号等、標語、ロゴマークの大きさについて

電話番号等（一般電話・フリーダイヤル・ホームページアドレス等）、標語、ロゴマーク等を記載することは差し支えないが、車体のブルー一色の外部塗装を逸脱しない程度とすること。

- ⑭ し尿混じりのビルピット汚での収集運搬に使用する運搬車は、次のように表示すること。

[表示規格例]

外枠のサイズ： 縦 8.5cm × 横 40cm 程度

文字のサイズ： 縦 7cm × 横 7cm

字 体： 明朝

ビルピット

- ⑮ 収集現場で作業する際は、収集車の周辺を往来する人や車の通行に注意を払い、十分な安全確保に努めること。

事故・故障時の対応について

(1) 報告が必要な場合

以下の①～③に該当する場合、区への報告が必要となります。

車両の事故・故障により、

- ① 廃棄物の「保管・積替え」をする場合
- ② 廃棄物や汚水などを飛散させた場合
- ③ 第三者に怪我を負わせた場合や、第三者とトラブルが生じた場合

(2) 報告先

- ・ 事故・故障発生現場の区
- ・ 車両に廃棄物を載せたままの場合は、車両を置いてある区

(3) 報告事項

- ・ 許可番号及び業者名
 - ・ 車両ナンバー、発生日時及び発生場所
 - ・ 事故・故障等の内容（自走の可否など）
 - ・ 「保管・積替え」をする場合は、その住所と予定期間
- ※区へ報告の際は、P.222 の【見本 No.11】を参考にしてください。
- ※事故・故障時の記録は日報にも記載しておいてください。

(3) 保管等に関する事項

- ① 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。許可又は承認のない施設で保管・積替えを行ってはならない。
許可を受けるには、騒音及び悪臭の発散を防止するための措置等が講じられた、密閉状態を確保することのできる施設が必要である。
- ② 施設の設置、土地利用規制及び設備等について必要な関係法令上の手続きを行うこと。
【関係法令の例】 都市計画法（昭和43年法律第100号）
港湾法（昭和25年法律第218号）
建築基準法（昭和25年法律第201号）
消防法（昭和23年法律第186号）
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）
- ③ 特別区の区域外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の運搬先に運搬しないこと。
- ④ 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、処理施設の受け入れが可能になり次第、施設から速やかに搬出すること。
清掃一組処理施設へ搬入可能な日には使用しないこと。
- ⑤ 一般廃棄物の保管・積替えの施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 処分に関する事項

一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物は、特別区の区域内から発生するものであること。

5 特定家庭用機器廃棄物を取り扱う場合の特例

特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合には、次のとおり取り扱います。

- ① 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、指定引取場所・中間集積所等又は再商品化施設であること。
- ② 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うこと。
- ③ 特定家庭用機器廃棄物の保管・積替えを行う場合（汚水を含み、又は悪臭等を発生するおそれがある場合を除く。）は、P.12・13「許可基準（15）①～④」の規定にかかわらず、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
 - ア 周囲に囲いを設け、部外者の立入りができない構造とすること。
 - イ 汚水を生じないよう、雨水等を避ける対策を講ずること。
 - ウ 積替えにより騒音が生じないよう、必要な措置を講ずること。
 - エ 再商品化等の妨げにならないよう、保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講ずること。
- ④ 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両については、以下の規定は適用しない。
 - ア 特別区管轄の車両ナンバーであること。（P.12（8））
 - イ 特別区における一般廃棄物収集運搬専用車両であること。（P.12（9））
 - ウ 車体の塗装色はブルー一色であること。（P.24（2）⑬ア）
 - エ 車体のドア・両側面・後方に許可番号等許可に関する表示をすること。（P.24（2）⑬イ）
 - オ 他の一般廃棄物（古紙・古繊維）と混載しないこと。また、運搬先は特別区の区域内であること。（P.23（2）②）